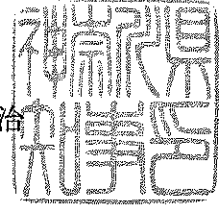


水第 1650 号
令和 4 年 10 月 20 日

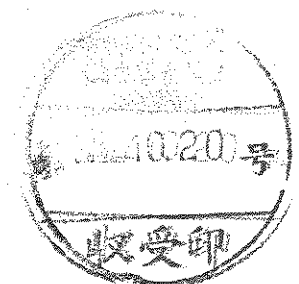
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐滄



さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定
並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第6号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可を申請する総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
さより 機船船 びき網 漁業	1	定めなし	東京内湾の神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで	横浜市中区に漁業根拠地を有する者	1 夜間（日没から日の出までの間）は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりとする。 （1）網（袖網を含む）の全長29メートル以下 （2）袖網の長さ 10メートル以下 （3）網口の幅 12メートル以下 （4）網口の高さ又は袖網口の高さ 3メートル以下 3 表層以外、曳網してはならない。	令和4年11月2日から同年12月1日まで	令和5年1月31日から令和8年6月25日まで

同上	1	同上	三浦市南下浦町 松輪剣埼突端正 南線から川崎市 地先に至る神奈 川県海面。ただ し、共第1号共 同漁業権以外の 共同漁業権の漁 場の区域(共第2 号共同漁業権の 漁場の区域のう ち共第1号共同 漁業権の漁場の 区域と重複する 区域を除く。)を 除く。	同上	横須賀市大津に漁業 根拠地を有し、かつ共 第1号共同漁業権の 漁場の区域において さよりを目的とする 機船船びき漁業を営 むことについて当該 漁業権の漁業権者の 受忍を受けている者	同上	同上	令和4年 12月10 日から令 和8年6 月25日 まで	
同上	1	同上	横須賀市久里浜 地先海瀬島灯標 正東線から平塚 市唐ヶ原地先に ある花水川橋橋 脚南東端より正 南線に至る神奈 川県海面。 ただし、次の区 域を除く。	同上	横須賀市佐島に漁業 根拠地を有し、かつ 共第7号共同漁業権 の漁場の区域におい てさよりを目的とす る機船船びき漁業を 営むことについて当 該漁業権の漁業権者 の受忍を受けている 者	同上	1 夜間(日没から日の出まで の間)は、操業してはならない。 2 漁具の規模は次のとおりと する。 (1) 網(袖網を含む)の全長 29メートル以下 (2) 袖網の長さ 10メートル 以下 (3) 網口の幅 12メートル以 下	同上	令和4年 12月26 日から令 和8年6 月25日 まで

			<p>1 共第7号共同漁業権以外の共同漁業権の漁場の区域。</p> <p>2 藤沢市江の島展望灯台正南線以西の海面のうち、横須賀市長ヶ崎突端と中郡大磯町大磯港西防波堤灯台を結んだ線及び藤沢市江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山凹点を結んだ線以北の海面の区域。</p>	同上	<p>横須賀市久留和に漁業根拠地を有し、かつ共第7号共同漁業権の漁場の区域においてさよりを目的とする機船船びき漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権</p>	<p>(4) 網口の高さ又は袖網口の高さ 3メートル以下</p> <p>3 表層以外、曳網してはならない。</p> <p>4 他の漁業の操業を妨げてはならない。</p>	同上	令和4年12月5日から令和8年6月25日まで
--	--	--	---	----	---	--	----	------------------------

				者の受忍を受けている者				
--	--	--	--	-------------	--	--	--	--

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。